

\\ **まだ間に合う！！** //

令和4年1月施行

電子帳簿保存法改正のポイント

開催日 11月4日(木) 9日(火) 12日(金) 18日(木)

①10:00～11:00 ②13:30～14:30 ③15:00～16:00 ※内容は全て同一です。

● 開催形式 オンライン ● 参加費 無料 ● 定員 各500名

お申込み 11月4日：<https://www2.obc.co.jp/evt/HS0028/211104/?p=TOKY1713>

11月9日：<https://www2.obc.co.jp/evt/HS0028/211109/?p=TOKY1713>

11月12日：<https://www2.obc.co.jp/evt/HS0028/211112/?p=TOKY1713>

11月18日：<https://www2.obc.co.jp/evt/HS0028/211118/?p=TOKY1713>

電子帳簿保存法の改正は、
自社には関係ないと思いませんか？

領収書や請求書を電子メールに添付する、あるいは、インターネットでダウンロードする等の場合には、「電子取引」となり、令和4年1月より紙保存が認められなくなります。

すなわち、電子帳簿保存が強制され、最悪の場合、青色申告承認の取消しになる可能性があります。まだ間に合いますので、一緒に勉強をしましょう。

本セミナー後半では、安心して電子帳簿保存法にご対応いただける「勤定奉行クラウド」をご紹介します。



セミナープログラム

電子帳簿保存法のポイント

税理士法人アップパートナーズ
福岡本部 所長 鈴木 導仁 氏

勤定奉行クラウドのご紹介

株式会社オービックビジネスコンサルタント
アライアンス推進室 野村 静洋



税理士法人アップパートナーズ 福岡本部 所長

鈴木 導仁 (すずき みちひと)

税理士。大学在学中から税理士試験の勉強を開始。大学卒業後、資格試験の専門学校TACで税理士講座の講師を務める。その後、東京の大手税理士法人であるデロイトトーマツ税理士法人に勤務し、主に大規模法人に対する税務を担当。現在は税理士法人アップパートナーズにて、法人・個人を問わず幅広い分野の税務に従事している。